

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成29年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
中能生地区公民館	糸魚川市大字大沢 241番地2 （旧糸魚川市大字大 沢516番地）	和室	49.69	平成29年3月13日
		軽運動場	124.22	
		（旧1階 和室、2階 和室）	（旧45.00、 119.00）	